

甲斐市議会 脱炭素社会推進事業特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年1月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

出席委員（9名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	樋口孝之君
	依田那津希君		安倍健治君
	保坂康君		加藤敬徳君
	金丸寛君		小澤重則君
	松井豊君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	秋山照雄君		山本英君
	若尾彰子君		清水和弘君
	金丸幸司君		滝川美幸君

---

説明のため出席した者の職氏名

環境産業部長	中込広人君	脱炭素社会 推進課長	石原大助君
政策推進係長	辻俊宏君	事業推進係長	花輪健司君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	深澤隼人
書記	圓谷孝宏		

内容

## 1 脱炭素先行地域事業の進捗状況について

開会 午後 1時27分

○書記（圓谷孝宏君） ご参集、大変お疲れさまでございます。

ただいまより脱炭素社会推進事業特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、赤澤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 改めましてこんにちは。

ご参集ご苦労さまでございます。

本年度第1回の脱炭素推進委員会の委員会でございます。昨年中、皆様方に本当にご協力いただき、スムーズに事業を執行し、委員会も進めることができました。ありがとうございました。

また、本年も残り我々は3か月ですか、なりましたけれども、鋭意皆さん方、活発なご意見をいただき、脱炭素社会が推進できますようにご協力をお願い申し上げて挨拶とします。

ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより脱炭素社会推進事業特別委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は、傍聴を許可しておりますのでご承知おきください。

---

○委員長（赤澤 厚君） それでは、これより次第の3、内容に入ります。

（1）脱炭素社会地域事業の進捗状況について行います。

今回の案件は項目が8つあり、それぞれ重要でありますので、1つずつ説明を受け、質疑を行いたいと思います。

それでは初めに、（1）令和7年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業についてを当局より説明を求めます。

石原脱炭素社会推進課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） お疲れ様です。

それでは、脱炭素社会推進課から、（1）令和7年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事

業について説明をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。

①業務内容につきましては、設備について、リース方式による導入及び維持管理・保守を行います。

太陽光発電設備については、竜王ふれあい館約7キロワット、敷島総合文化会館約77キロワットの2施設の屋根に設置をします。

ソーラーカーポートにつきましては、敷島保健福祉センターの南側の1段下がった駐車場に約62キロワットを設置します。

照明LED化につきましては、竜王ふれあい館、敷島総合文化会館の2施設で改修を行います。

②事業者選定方法につきましては、公募型プロポーザルにより1者から提案がございました。

③受託事業者につきましては、甲府市にある山梨中銀リース株式会社で、基本協定締結日は令和7年10月8日。

契約締結日は令和7年12月2日で、長期継続契約を締結しました。

④事業期間につきましては、設備導入は契約締結日から令和8年2月末まで、維持管理保守は設備の耐用年数の期間となりまして、太陽光発電設備は令和8年4月1日から令和25年3月31日までの17年、ソーラーカーポート及びLEDは令和8年4月1日から令和23年3月31日までの15年となります。

⑤契約金額につきましては、リース料金は1億7,241万480円で、全体事業費から補助金を控除した額となります。

補助金交付額は1億4,120万円で、設備機器導入費にかかる費用の3分の2となります。

⑥今後の予定につきましては、設備の施工期間は令和8年2月下旬まで、リース開始は令和8年4月1日となります。

以上、(1)令和7年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業についての説明となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長(赤澤 厚君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並び職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

げます。

それでは、質疑等ありましたら、お願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今ご説明いただいて、リース期間15年ということなんですけれども、太陽光は17年。そのリース期間が終了した後というのは、どういうふうにする予定でしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） リース期間終了後は所有権移転となります。甲斐市の所有となります。

○委員長（赤澤 厚君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） そうしますと、今後の期間以降の、例えば施設の更新とか、全部甲斐市でやるというふうな形ですか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） そのとおりでございます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先の話になるけれども、太陽光の使えなくなったというか、使わなくなったときの処置の仕方とか、経費なんかはどんなふうなものがあるのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 現時点では、17年後、もし廃棄する場合の予算というのは、まだ計上はしておりませんが、いずれ産廃の廃棄物がリサイクルできるのであれば、リサイクルになるかと思っておりますけれども、そのような方向で、撤去またはリサイクルで活用するような方向になるかと思っております。

○委員長（赤澤 厚君） 予算をどうするかということ。その予算は市でやるのかどうするのか、そのこと。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） もし撤去する場合は、市の予算で撤去することになります。

○委員長（赤澤 厚君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 現在の性能からいって、太陽光発電17年経過後は、もう処理しなけ

ればならないような状態になるのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 耐用年数17年ですけれども、20年以上使ってるような施設もございますので、その状況を見ながらになるかと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） リース会社はそのまま残したままで、あとはタッチなし、予算もなしという形で置いていくという格好でしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 17年まではリースを行いまして、17年以降は市の管理になりますので、保守が必要であれば保守の予算を計上するような形になります。

譲渡につきましては、無償譲渡になりますので、特に譲渡に対する費用はかかりません。

○委員長（赤澤 厚君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） もちろん耐用年数があって傷みが激しければ、もう使えなくて17年後には処分するということになると思うんですが、それが業者は、リース業者だからしょうがないんでしょうけれども、後は甲斐市で全部予算を持つという格好ですね。確認のため。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） リース契約が17年ですので、17年の間に故障が出た場合は、リース業者で取替えはしていただきますけれども、17年経過後は所有権は甲斐市になりますので、甲斐市の予算で撤去する、または改修するようなことになります。

○委員長（赤澤 厚君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） ①の事業内容の中で、照明LED化という2施設ありますけれども、甲斐市の公共施設の中でLED化はこれが最後というか、どのくらい進捗しているか。お示し願いたい。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 市内の公共施設のLED化につきましては、全体を把握しておりませんが、先行地域の中でエリアが10の自治会内にある公共施設につきましては、交付金を活用しながらLED化を進めていくということで、令和10年まで交付金がありますので、まだこの先も施設はありますので、LED化の先行地域内の公共施設は改修する計画となっております。

○委員長（赤澤 厚君） ちょっと休憩を。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開します。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 今回のLEDの改修につきましては、現在は蛍光灯をLED管に変えているだけですので、本体そっくり改修ということで行う予定となっております。

○委員長（赤澤 厚君） 金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 電気料等が、相当節約できるというデータもございますので、可能な限り10年のスタンスの中でLED化を図っていただきたい、それを進めていっていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 1点だけお願いします。

事業内容で、太陽光発電の設備とか、ソーラーカーポート照明とかLEDとか事業内容を進めているんですけども、一番下の今後の予定というところで、令和8年2月下旬までで施工期間は終わるということで、2月末で終わるということですけども、今現在どんなような状況なんでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 花輪事業推進係長。

○事業推進係長（花輪健司君） お答えいたします。

現段階の進捗状況ですけども、機器、各パネルですとか、照明器具の設備については、既に納入されている状況ですので、来週以降に順次工事に入る予定でございます。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） それは間違いなく工期期間には終わるということですね。大丈夫ですね。

○委員長（赤澤 厚君） 花輪係長。

○事業推進係長（花輪健司君） 適切に工事を進めて、工期内に終わるように進めていきたいと考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、（２）竜王庁舎Z E B化改修実施設計業務について、担当より説明をお願いいたします。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料２ページをお願いします。

（２）竜王庁舎Z E B化改修実施設計業務についてです。

①業務内容につきましては、竜王庁舎Z E B化事業については、設備機器等の改修で省エネ効果を高め、基準一次エネルギー消費量の50%以上を削減するZ E B－R e a d yの達成に向けて実施設計及びB E L S 認証取得に係る資料作成を行う業務となります。

②事業者選定方法につきましては、公募型プロポーザルにより、応募用件はZ E Bプランナー登録事業者を有している事業者としておりまして、1者から提案がありました。

③受託事業者につきましては、甲府市にある株式会社山形一級建築士事務所。

④業務期間につきましては、令和7年8月1日から令和8年3月27日。

⑤契約金額につきましては、委託料3,300万円で、このうち国交付金は3分の2に当たる2,200万円となります。

⑥現在の検討状況につきましては、庁舎内の現地調査を完了し、改修プランの詳細を検討中です。窓や壁等の外皮の改修は行わず、空調、照明、給湯設備の設備機器の更新及び撤去によるZ E B－R e a d y達成を想定しております。

事業手法につきましては、直接工事による従来方式またはリース方式を検討してきましたが、リース方式は保守・メンテナンス等においてメリットがあるものの、将来負担の概算事業費や高効率への改修による設備機器の故障リスク等の観点から検討した結果、従来方式を採用するものとします。

⑦今後の予定につきましては、受託事業者において、B E L S 認証取得や成果品提出が令

和8年3月中旬となっております。

以上、(2) 竜王庁舎ZEB化改修実施設計業務についての説明となります。

よろしく願いいたします。

○委員長(赤澤 厚君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありましたらお願いいたします。

加藤委員。

○委員(加藤敬徳君) 今のご説明の中で、リース方式より従来方式のほうがリスク観点で、こちらのほうがいいということなんですけれども、具体的にどういうふうに違ってくるのか、どうしてここがいいのかという、その辺も説明してほしいです。

○委員長(赤澤 厚君) 花輪係長。

○事業推進係長(花輪健司君) リース方式につきましては、おおむね事業期間が一般的に10年程度でございますが、その期間において空調機器ですとか、LED照明に故障が発生するリスクは少ないものと考えられますので、費用面等総合的に判断する中で、従来方式を採用したものでございます。

○委員長(赤澤 厚君) 加藤委員。

○委員(加藤敬徳君) ということは、金額的な面では、計算するとこっちのほうがやっぱり安く済むというような意味合いなんですか。

○委員長(赤澤 厚君) 花輪係長。

○事業推進係長(花輪健司君) おっしゃるとおりでございます。

○委員長(赤澤 厚君) そのほかございますか。

樋口副委員長。

○委員(樋口孝之君) 私は聞き慣れない言葉ですけれども、3,300万円という高額な設計料で、山形さんのほうでお願いしてるということですが、今、BELS認証取得に係る資料作成ということになっています。

私もピンときていないんですけれども、もう少し詳しくBELS認定資料作成というのは、どのようなものの資料作成しているのかお願いしたいんです。

○委員長(赤澤 厚君) 花輪係長。

○事業推進係長(花輪健司君) BELS認証に必要な資料としまして、設計の図面ですとか、設計の図書、それから必要な計算のプログラム等まとめた計算の資料等を整理してBELS

の申請を行うものでございます。

○委員長（赤澤 厚君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 今の説明だと、具体的にはほとんど分からないんですけども、もうちょっと詳しく。

○委員長（赤澤 厚君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時44分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開します。

樋口副委員長、再度質問してください。

○委員（樋口孝之君） B E L S 認定取得の資料作成ということで、もう少し詳しくお願いしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○委員長（赤澤 厚君） 花輪係長。

○事業推進係長（花輪健司君） B E L S 認証につきましては、建築物の省エネルギー性能を審査・評価するものでございまして、Z E B - R e a d y の達成に必要な認証を受けるものでございます。

○委員長（赤澤 厚君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 資料とかそういうのは、その課に行けば、閲覧とか、そういう資料を見せてもらうことはできますか。

○委員長（赤澤 厚君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開します。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料にありますとおり、基準エネルギー消費量の

50%以上を削減した場合に、Z E B - R e a d y という認証が受けられまして、その認証を受けるために、資料を委託業者が作成をして、第三者機関にその資料を提出をして、その B E L S の認証を取得する。

いずれ市のほうに報告書として3月末に提出が来ますので、提出来れば閲覧は可能でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 閲覧できるということですから、私の勉強のためにもよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ委員の質疑を終了いたします。

次に、（3）E Vカーシェア設備導入・運営事業について担当より説明をお願いします。  
石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料3ページお願いします。

（3）E Vカーシェア設備導入・運営事業についてです。

①事業内容につきましては、竜王庁舎（新館東側駐車場）にE Vカーシェア設備としてE V軽自動車1台、E V普通自動車1台、普通充電器は2台が充電可能な2口あるE V充電器を1基導入します。

平日及び災害時は公用車として使用をします。土曜日、日曜日、祝日の閉庁日に住民等に一般カーシェアとして貸し渡しを行います。

予約につきましては、米印のとおり、平日に公用車として利用する場合は、既存の公用車と同様に、庁内のグループウェアの設備予約で空き状況を確認して予約を行い、閉庁日の一般カーシェアで利用する場合は、別紙1のアプリで予約を行います。別紙1については後ほど説明をさせていただきます。

②事業者選定方法につきましては、公募型プロポーザルにより1者から提案がありました。

③受託事業者につきましては、福岡市にある九州電力株式会社コーポレート戦略部門、インキュベーションラボで、基本協定締結日は令和7年8月8日、契約締結日は令和7年10月31日に長期継続契約を締結しました。

④事業期間につきましては、設備導入は契約締結日から令和8年2月末まで。カーシェア

は各車両の法定耐用年数の期間となり、E V軽自動車は令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年、E V普通自動車は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年となります。

また、2つ目の米印にありますとおり、普通充電設備は事業終了後、市への所有権移転となります。

⑤契約金額につきましては、カーシェア使用料は1,799万6,000円で、全体事業費から補助金を控除した額となります。補助金交付決定額は402万7,000円で、内訳はE V車両の補助、補助率は価格の3分の1で上限が100万円のため、E V軽自動車が73万5,000円、E V普通自動車が100万円となり、普通充電設備導入費の補助率は3分の2となりますので、229万2,000円の合計金額となります。

⑥事業の進捗及び今後の予定につきましては、車両手配及び充電器設置は令和8年2月下旬、カーシェア開始は令和8年4月1日を予定しております。

次に別紙1をお願いいたします。

こちらのチラシにつきましては、受託事業者の九州電力が作成したもので、既にアプリとして配信をしている「weev+」というアプリを使い、一般向けのカーシェアを行います。

平日の職員利用につきましては、これまでの公用車と同様に庁内のグループウェアで予約をし、車のキーを使い解錠して利用します。

土日祝日の一般利用につきましては、スマートフォンでweevアプリをダウンロードし、会員登録後に車両の予約を行います。車両の施錠は予約をしたスマートフォンで解錠して車を利用します。終了時はスマートフォンで施錠して終了となります。

裏面をお願いいたします。

利用の料金につきましては、表のとおり普通自動車と軽自動車ごとに15分単位での料金が決められております。また、6時間、12時間、24時間の長時間利用の際は、時間貸しによるパック料金も設定をされております。

利用方法につきましては、1の専用アプリをダウンロードし、2、会員登録で氏名や住所などを入力します。その際に、免許証とクレジットカードの登録が必要となります。登録の際にリーフ、サクラの利用コードを入力します。

3、車両予約はスマートフォンのアプリから使用する日時を指定して予約をします。

4、ご利用はスマートフォンにより予約した日時に車の解錠・施錠・利用終了の操作を行います。

問合せは24時間体制で、受託事業者の九州電力のw e e vサポートセンターが対応することとなっております。

以上、(3)EVカーシェア設備導入・運営事業についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長(赤澤 厚君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員(松井 豊君) 九州電力とは随分遠いんだけど、地元の業者というのはいないんですか。

○委員長(赤澤 厚君) 石原課長。

○脱炭素社会推進課長(石原大助君) 今回、公募型プロポーザルで募集をしたところ、この1者が応募があったというような状況でございます。

都内のほうには、そのような貸出しをしている業者はあると思いますけれども、今回提案いただいたのはこの1者でございます。

○委員長(赤澤 厚君) よろしいですか。

○委員(松井 豊君) はい。

○委員長(赤澤 厚君) そのほかございますか。

加藤委員。

○委員(加藤敬徳君) これもまた所有権が甲斐市に移転された後は、甲斐市の事業ということになるんですけども、今回、こういう交付金なんかを活用して、こういうのを導入しているんですが、将来、例えばこの事業更新の際に全部甲斐市で負担することになると思うんですけども、そういったものは大丈夫なのかということなんですけれども、そこをお聞きしたいです。

○委員長(赤澤 厚君) 石原課長。

○脱炭素社会推進課長(石原大助君) 今回所有権移転になるのは、普通充電器のみでありまして、車についてはリース期間終了後は九州電力に戻りますので、普通充電器は今後公用車をEV化していきますので、その際に活用はできるかと思っておりますので、所有権移転は有効になるかと思っております。

○委員長(赤澤 厚君) 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） この事業のあれか分かんないですけども、図書館には、今、充電器ありますよね。あれはどのぐらい活用されているのか。

○委員長（赤澤 厚君） 花輪係長。

○事業推進係長（花輪健司君） お答えいたします。

昨年度設置した3施設、竜王図書館も含めてですけども、この4月から12月までの利用で、約400件の利用があるような状況です。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） このカーシェア、進めていくわけですけども、もちろんパンフレットとかあるんですけども、これを市民に対して、もちろんいろいろなものを予定はしていると思うんですけども、主と言ったらおかしいですけども、やっぱり力を入れて貸していくということになると思うんですけども、その辺についてと、広報じゃないですけども、知らせるといのはどういうふうな形でこれからやっていくかを教えていただきたいんですけども。

○委員長（赤澤 厚君） 辻政策推進係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

現在契約しております九州電力と連携する中で周知をしていくという中で、市とすると広報ですとか、またチラシ等を作成していく。また、EVカーシェアは主体は九州電力の実施になりますので、九州電力さんのほうで、首都圏向けのPRをしていくというところで、県内であれば、まず民間情報誌に情報を掲載する、また、ユーチューブ等で動画を掲載していく、そういった形で訴求をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 今回は、甲斐市につきましては九州電力から車をリースするのみです。土日については九州電力がカーシェアをするということで、土日について

は市は関与はしていなくて、平日の利用の分だけ車を借りているというようなことになり  
ます。

○委員長（赤澤 厚君） 甲斐市はあくまでもリースでやるので、うちのやるやつじゃないと  
いうことですので、詳細説明は課長のあったとおりです。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、（４）再生可能エネルギー由来の電力の地産地消について、担当より説明をお願い  
します。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料４ページをお願いします。

（４）再生可能エネルギー由来の電力の地産地消についてです。

脱炭素先行地域内においては、電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロの実現が求められ  
ております。

本市の脱炭素先行地域における取組として、脱炭素化設備の導入推進のほか、木質バイオ  
マス発電所の、甲斐双葉発電所で発電した再生可能エネルギー由来の電力を脱炭素先行地域  
内で使用することにより、二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指すこととしています。

また、第３次市総合計画及び地球温暖化対策実行計画におきましても、甲斐双葉発電所の  
地域再生可能エネルギー電源の地産地消に向けた利活用を推進することとしており、発電所  
の存在意義やゼロカーボンシティの実現に向けて、先行して公共施設の電力切替えを進め  
ることにより、市が率先して脱炭素の取組を進めていくことを周知していく必要がございま  
す。これらの取組を推進するため、現在、甲斐双葉発電所の電力を買取りをしている小売電  
気事業者と再生可能エネルギー由来の電力プランの検討を進めています。

今後、市内公共施設において甲斐双葉発電所の電力とのひもづけによる電力の脱炭素化と  
地産地消を進めるとともに、民間事業者及び一般住宅における再生可能エネルギー由来の電  
力プランへの切替えについても調整を進めております。

現在、市内の公共施設で高圧電力契約をしている施設が50施設ございますけれども、そ  
のうち、指定管理施設や公営企業の水道施設を除く43施設の電力契約については、甲斐双  
葉発電所で発電されたことを証明する環境証書付きの再生可能エネルギー由来の電力プラン  
へ切り替えることによりまして、電力の地産地消につながり、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロのゼロカ

一ボンを達成することになります。

切換えの時期につきましては、本年4月からを予定しておりまして、現在、甲斐双葉発電所、小売電気事業者と協議を進めている状況でございます。

以上、(4)再生可能エネルギー由来の電力の地産地消についてとなります。よろしくお願いたします。

○委員長(赤澤 厚君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質問がありましたら願いたします。

加藤委員。

○委員(加藤敬徳君) 再生可能エネルギーの活用ということだと思うんですけれども、例えば電力の契約を切り替えることによって、例えば電力単価は従来のものと比べてどう変わってくるのか、どうでしょうか。

○委員長(赤澤 厚君) 石原課長。

○脱炭素社会推進課長(石原大助君) 今回、高压の電力を切り替えますけれども、今、公共施設で契約している電力会社が4月から値上げになるんですけれども、その値上げされた想定金額と、今回の切り替えの金額を比較すると、今回の切り替えした金額のほうが低くなる計算となっています。

○委員長(赤澤 厚君) そのほかございますか。

松井委員。

○委員(松井 豊君) 低くなると言っても、具体的な数字ではどうなんでしょうか。

○委員長(赤澤 厚君) 花輪係長。

○事業推進係長(花輪健司君) お答えいたします。

おおよそ3,000万円程度の削減となります。

○委員長(赤澤 厚君) そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長(赤澤 厚君) よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、(5)民間事業者及び一般住宅における脱炭素化設備導入について担当より説明を願いたします。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料の5ページをお願いします。

（5）民間事業者及び一般住宅における脱炭素化設備導入についてです。

①甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金につきましては、脱炭素先行地域において脱炭素化設備の導入を促進するため、令和6年度に甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金を創設し、国に認証された計画に基づき、年次的に補助対象及び設備の追加をしております。

表にありますとおり、令和6年度から民間事業者の設備導入補助をはじめ、本年度は設備を設置する学校法人を追加し、令和8年度からは一般住宅への補助を開始します。

補助対象となる設備については表のとおりで、補助率は補助対象経費の3分の2となります。

なお、本補助事業に係る国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱の改正に伴い、事業の要件である令和12年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するよう努めることが規定されたことから、市補助金交付要綱におきましても、本補助金を活用して脱炭素化設備を導入する施設につきましては、令和12年度までに再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを促進することを規定をしております。

②脱炭素先行地域内における設備導入に向けた取組につきましては、民間事業者に対する今年度の取組につきましては、令和7年7月から8月にかけて、全ての対象事業者、約140業者を訪問し、補助制度の周知及び事業への取組依頼を行い、導入意向の高い事業者には継続したフォローアップを実施しています。

一般住宅に対する取組につきましては、令和8年度からの補助事業を予定していることから、昨年度に対象自治会全体の住民説明会を開催し、アンケート・意向調査において設備導入意向のある世帯に対するフォローアップを実施するほか、令和7年11月からは、自治会単位での説明会を順次開催しており、令和8年5月までに完了予定となっております。

また、民間事業者及び一般住宅において、事業周知及び設備導入意欲の向上についてさらなる展開を図るため、市建設安全協議会、市建築家協会及び市電設会への説明会を開催し、市内の設備事業者からのアプローチについて協力依頼をしております。

以上、（5）民間事業者及び一般住宅における脱炭素化設備導入についての説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたらお願いたします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 住民説明会等で民間の人に、一般住宅でアンケート等を取ってフォローアップしているということですが、たしか190世帯でしたか、その申込みに達成しそうですね。数的にはどんなようでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

昨年度実施いたしましたアンケートにつきましては、自治会等を通じて、1,557世帯に依頼をしたところ145件ご回答をいただきました。そのうち既に太陽光発電設備44件導入があるという中で、導入したい、検討したいというところが、おおむね100件いただいておりますので、マーケットの中からでは100件程度は導入したいという意見をいただいているところでございます。

ただ、あくまで要望レベルでございます。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 190件達しない場合とか、そういうのも今からフォローアップして増やしていくということでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 今年度からの自治会単位で入り込んでの説明会をしております、昨年度の全体の説明会に来られない方も来ていますので、その方は導入意欲が高いのかななんて思いますので、その方を特にフォローアップしながら、計画した数字に達するよう啓発していきたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） すみません、頑張って努力していただきたいと思います。

いいです。結構です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 一般住宅の場合、太陽光発電あるいは蓄電池、高効率給湯器と平均どのくらいの費用がかかるものか、その3分の2の補助ということですので、一般的な標準設置金額というものがあったら教えていただきたい。

○委員長（赤澤 厚君） 暫時休憩してください。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開します。

辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

今年度、自治会への説明会をお伺いさせていただいておりますが、モデルケースといたしまして、1世帯4人家族で太陽光パネル4キロワットの太陽光パネルを設置した場合として、金額の想定というかを出させていただいております。主な太陽光パネル120万円、そのうちの3分の2が補助金になりますというところ。

また、蓄電池も容量等にもよりますけれども、おおむね80万円の需用費になってくるのではないかとこのところでお話をさせていただいております。

給湯器もそうです。同じく80万円程度というのが、あくまでモデルケースでございます。以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

○委員（金丸 寛君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、（6）K A I脱炭素観光プロジェクト推進協議会の設置について、担当の説明をお願いいたします。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料6ページをお願いします。

（6）K A I脱炭素観光プロジェクト推進協議会の設置についてです。

①経緯につきましては、本市が脱炭素先行地域に掲げる将来ビジョンとして、脱炭素化と自然の恵みなど地域の特徴を生かし、観光業の発展と農業や地元産業の活性化による、交流人口の増加を伴う循環型の地域発展を掲げております。将来ビジョンに基づく「観光モデルの構築」に向け、公民連携による多角的な視点を持って課題解決に取り組むため、脱炭素先

行地域及びゼロカーボンロード沿線を中心に観光・集客・交通等の民間事業者を交えた協議会、K A I 脱炭素観光プロジェクト推進協議会を設置しました。

協議会では、脱炭素を切り口とした観光メニューの実装に向け、具体的な施策の検討及び実証等について取組を進めます。

②協議会構成につきましては、令和7年12月15日に設置を行いました。

脱炭素先行地域事業におけるアライアンス企業及び団体が12団体、脱炭素先行地域内及びゼロカーボンロード沿線の集客施設及び団体が4団体、山梨県は、赤坂台にございます企業局発電総合制御所及び市の2団体で合計18団体となります。

③今後の予定につきましては、令和7年度から令和8年度にかけて、観光メニューの検討、関係施設の脱炭素化に向けた検討を行い、令和9年度から10年度にかけて、観光メニューの実証を行う予定となっております。

以上、(6) K A I 脱炭素観光プロジェクト推進協議会の設置についての説明となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願ひいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 民間事業者のノウハウ活用ということで参加していただいていると思うんですけども、観光の面に関しての、業者というのはどういう業者が入っているんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

観光のみならず、交通と公共交通も含めてになりますが、J R さんですとか、山梨交通さん、また観光としますと、商工会の観光部会の方々に入っているというところがございます。

すみません、あとワイナリーです。ワイナリーの3者にも入っていただいております。

○委員長（赤澤 厚君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 観光部門でちょっとあれなんですけれども、商工会とかワイナリーとあって、どういうノウハウがあるか、例えばどういう観光打っていくとか、そういった実績とか、そういったものというのはどういうものがあるんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

まず、ワイナリーにつきましては、市内における主要な集客施設でございますので、特段サントリーさんにつきましては、甲府駅からのバスを走らせたりする中で、観光客たくさん市内に呼び込みをいただいておりますので、そういった集客ノウハウ等を、本事業においても活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、（７）木質バイオマス発電所の熱利用について、担当より説明をお願いいたします。  
石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料 7 ページをお願いします。

（７）木質バイオマス発電所の熱利用についてです。

①経緯については、農業等における低温帯熱利用について、民間事業者等から広く意見を聴取するため市公民連携デスクに応募があった事業者と対話を行いました。

提案事業者は本市、西八幡にございます、株式会社陸作、提案タイトルはエビ種苗プロジェクト。主な提案内容は、内陸水産業における熱利用として、発電所北側隣接地の市管理地約400平米におけるオニテナガエビの種苗育成を想定をしております。生産量の安定により、高付加価値化による地域ブランド化や、ふるさと納税返礼品としての活用など、地域貢献の提案がございました。

②公民連携に向けた協議につきましては、公民連携審査会において上記提案の採用を決定し、提案事業者、発電事業者及び市の３者により、次のとおり協議を進めております。

主な協議内容につきましては、木質バイオマス発電所の排熱等の排水や井水の供給に係る責任及び費用分担。事業期間、用地貸付、地域貢献及び不調・損害等に係る条件整理の協議を行っております。

③今後の予定につきましては、令和 8 年 1 月は事業化に向けた条件整理など継続協議を行っております。以降、協議が調い次第、発電所排熱等の供給及び事業実施に係る３者による協定締結、排熱等の供給に係る設備対応は、発電所の点検による操業停止時での施工が必要となります。また、提案事業者による施設の整備も行うこととなります。

以上、（７）木質バイオマス発電所の熱利用についての説明となります。よろしくお願

いたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この業者は、前に県の広報でオニテナガエビの関係の報道がありましたけれども、その業者ですか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） その県のやつは把握していないんですけども、恐らく県内、全国見てもオニテナガエビの養殖しているのは、この陸作さんだけだと思いますので、その方かと思います。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 種苗ということは、ある程度成長させて、どこかへ出荷するという、そういう格好なんでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

提案いただいているものは、排熱を使って種苗をふ化させて小さいものを育てるところまで、そこからは一般的に出荷をしたり、提案者の持っている別の養殖場で大きく育てるといような提案となっております。

○委員長（赤澤 厚君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） いずれは私も何度か質問してきたから、それは結構なんですけど、生き物だから高温なものは使えないと思うけれども、実際にはどんなふうにするのかよく分からないので教えてください。

○委員長（赤澤 厚君） 辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

今回、提案をいただいているものは、発電所からの低温帯と言われる排水、30度から三十五、六度の熱を使って、それをビニールハウス等に引っ張って行って活用する。

オニテナガエビの飼育温度が26度から28度程度が適切とされていますので、その熱を使って飼育をするというような内容でございます。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

そのほかございますか。

金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 木質バイオマスの熱利用ということ。今回こういう業者が出てきて、事業化できるという見通しのようなんですが、熱利用はほかにも木質バイオマスを誘致する際に、我々にも説明していただきました。

その他の農業活用といたしますか、熱を農業部門でも活用できるから木質バイオをあの位置へどうですかと、確かそういう誘いといたしますか、うたい文句で我々が賛成した経緯があります。その辺、今回のこの事業とは別として、そういった今後農業活用という面で市は検討されているかどうか、可能かどうかということも含めて答弁お願いしたい。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） この熱利用につきましては、県の公民連携の事業においても農業者から提案がございまして、いろいろ提案をいただきましたけれども、やっぱり規模が大きくなりますので、なかなか難しい面もございまして、まずはこの陸作さんの熱利用をやってみて、また効果があれば農業のほうも検討していくような形になるのかなと思っていますところ。

○委員長（赤澤 厚君） 金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 当初の熱利用の発端といたしますか、木質バイオ誘致の機会での説明がずっとずれてきてる。要は配管も何も現状していなくて、熱量がどのくらい出るか検討中だというようなことで、延ばされてきた経緯があるかと思うんです。

あの周辺では、今空いた400平米以外にも遊休農地というのがあるはずなんです。そこで、ぎゅぎゅっとネギの栽培の苗作りとか、何とかを交渉したらというような話を出したはずなんです、そういった話が立ち消えたような状況の中で、こういう話をいただくということは、先ほど質問しましたけれども、これ以外に農業関係で活用の道を市は探る用意があるかどうかというところ。これをはっきり答弁を願いたい。

○委員長（赤澤 厚君） 中込部長。

○環境産業部長（中込広人君） まず当初、バイオマス産業都市構想という部分の中で、まず発電所を誘致しましょう、それで発電所の排熱を使って温泉施設等の公共施設に熱供給しましょうというのはプロジェクト2です。

プロジェクト3といたしまして、その後に、低温水の農業利用を図っていきましょうとい

う構想がありました。

この構想につきましては、発電所をまず誘致するところから始まって、なかなか発電所が誘致が難しくいろいろな時間がかかったという中で、ようやくグリーンサーマルというところのパートナーも見つかって、まず発電所を造って、これからは熱供給をというふうな段階で、公共施設のほうで高熱帯を使って研究も管理していたんですけども、いずれにしる物価高騰になる中で、初期投資の費用が、いわゆる発電所は20年間というF I Tの期間ですので、この期間ではいわゆる初期投資分が回収できない。事業化としては、これはあまり評価できないという環境省の評価委員さんの評価があった中で断念したという経過がございます。

プロジェクト3の農業利用というところで、先ほど課長からの答弁がありましたとおり、県のプラットフォームを使ったり、市のそういった公民連携デスクを使って農業利用できないものかというふうに聞いたところ、ある県のプラットフォームの中では、農業の事業者は可能性はあるよねというふうな中で、ただし圃場はかなり広い3ヘクタール、4ヘクタール規模じゃなければ採算が取れない。しかもそこに初期投資する費用は、それはなかなか難しいよねというふうな回答がございました。

可能性は全然否定しませんが、それに対する費用は当然ながら事業者が出すというふうな部分であれば、ちょっと厳しいものがあるよねという話の中で、もう一つの陸作さんにおいては、非常に魅力的な温度であるし、排水の量であるよと。これではある程度、自分も全国的に注目されている中で、陸作さんが初期投資してでもこれは採算が合うよねというふうな段階で、これを今進めているような状況でございます。

ですので農業者のほうにつきましても、完全否定するわけではございませんが、これがあくまでも熱を使うのは、この民間事業者。民間事業者がどれだけ初期投資できるのか、採算性があるのか、事業性があるのかということが問われていますので、私どもとすれば、いわゆる門は開きますよ、ただ、それは諦めませんよというふうなことで挑んでまいりたいと考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 1点だけお願いします。

この陸作さんという企業をちょっと調べたら、資本金が100万円ぐらいの小さな会社ということで分かったんですけども、公民連携にした協議で、提案事業者、発電事業者及び市のほうの3者の協議をして、それを協議を煮詰めて将来に向けて、まだ3者による協定締結

に進んでいきたいということで、それは是非とも成功していただきたいんですけども、順調に行きたいんですけども、万が一そういう不調に終わった、倒産したとか辞めちゃったとかいうことになると、市のほうも負担がかかってくる。

そうすると締結するときに、今からどのような締結の内容か分かりませんが、やっぱりそれには保証料とかそういうものも含めたほうが、そういうものを煮詰めていったほうがいいと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 問題点も3者協定の中で含めるような形で、不調の場合、損害が出た場合の相互の負担をどうするかということも、今、整理を進めていますので、その条件整理が整えば3者協定が結べると考えていますので、その点も注意しながら進めたいと思っています。

○委員（樋口孝之君） 十分注意して、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 今回の3者協定が整った際には委員会にも報告をさせていただきますと思います。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） この低温域の活用の事業なんですけれども、これを例えば利用するに当たっての設備とか、そういったものの技術、そういったものというのは、もう既に確立されているものなのか。例えば設備とか、そういったものを既にあるものを活用してやるのか、それともこれから開発しなきゃいけないのか。

これはやっぱり以前、高温帯を活用するにもそういうのができるものだと思って僕ら話聞いていたんですけども、実際は技術的に無理だという話で、結局駄目になったという経緯があるので、ちょっとその辺のところ大丈夫なのか、そこをお聞きしたいんですけども。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 低温帯の熱の取り出しにつきましては、既存の配管で取り出すことができますので、新たに開発してということはないことになっています。

○委員長（赤澤 厚君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

大丈夫ということでもいいですね。

あと、先ほどFITの期間は20年という事業期間だという話だったんですけども、以前導入する前に聞いたら、この事業は、例えば甲斐市の山林の保全とか、そういったものに寄与する、そういった部分に関しては、20年で終わらすものではなくて、もっと長いスパンで考えていく事業だというふうに、たしか答弁いただいたような気がするんですけども、先ほどの高温帯の利用も、20年間じゃ回収できないという部分で断念したんですけども、例えば公共施設にそういう熱を供給するというのは、例えば20年ぐらいで終わらせる事業じゃないと思うんです。そういったことを考えれば、ちゃんとそういった技術をしっかり育てていただいて、そういったものを活用するというふうな考え方も持つべきだと思うんです。その辺どうでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 中込部長。

○環境産業部長（中込広人君） 20年というのは、FIT期間の約束されていたものなので、そこについてはバイオマス発電所、今で言うグリーンサーマルについては、必ずそこがやる。やらないと逆にいわゆるもうけ分というか、採算が取れないということで、それは価格が固定されているので、必ず20年間はやる。ただ、20年FIT期間が終わった後につきましては、これは売電の価格も分かりませんし、まして民間事業がやっていることですので、今のところの段階では、木材の価格と売電価格が合えば、20年のFIT期間が終わっても、やっていきたいと意思を申しておりますけれども、実際にそれが担保されるかということ、そうではないので、取りあえず約束されている20年間というところは考えて、そういった取組を計画したところでございます。

○委員長（赤澤 厚君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 多分事業者だから採算がそれは大事だと思う、それは分かるんです。

例えばこういう再エネ事業というものに関して、いわゆる批判される意見としては、今はFITというものがあるから、要するにそれ目当てでみんな事業に参画している。じゃそれが終わってしまえば、もう今後政権なんかもそういったものも、補助金とかそういうのを打ち切りする方向で考えているみたいなんですけれども、じゃそういったものがなくなった時点で、そういった業者達がみんな一斉に撤退するとなったときに、その残された設備とかそういったものはどうするんだという話なので、その辺はかなり当時からも批判意見としてあったと思うんですけども、その辺どうなんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 中込部長。

○環境産業部長（中込広人君） 一番問題点は、メガソーラーとかは事業者が撤退して、そのままパネルを置きっぱなしにして、会社を潰して、そこで逃げてしまう。そしてパネルしか残らなかったというのがよく問題視されております。

会社を潰してしまえば、それまでで終わって責任の所在がなくなるという話なんですけれども、我々のバイオマス発電所につきましては、土地の契約が事業用定期借地権というもので設定しております、公正証書でやっているものなんですけれども、必ず20年後には更地に戻して返さなきゃならないという契約になっているんです。

一応、それにつきましては、やっぱりFITが終わり、20年で終わるんじゃないかというふうになるんですけれども、実はその事業定期借地権は延長が可能で、再契約ができないんですけれども、もし事業者があと10年間やりたいよという場合に関しては、もちろん延長も可能です。ですけれども、基本的に撤退するときには更地にして戻すというのが契約事項でありますので、太陽光の問題はかなり難しい部分があるかもしれませんが、我々とすれば、バイオマス発電所事業者と市とはちゃんとした取引でやっているというふうにご理解を願いたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 多分そういうふうにちゃんとやっていただけるんだと思っておりますけれども、以前、議会質問させてもらったときは、要するに20年で終わる事業じゃなくて、例えば先ほど言った山林の保全とか、そういった部分もあるので、本当に20年どころか100年も続く事業になってもらいたいなという思いもあるので、なるべく長く長く続くような方向で考えていただきたいなとお願いします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 要望でいいですか。

そのほかございますか。

安倍委員。

○委員（安倍健治君） 排熱の利用で1者入ったことによって何%ぐらい1者が使うというか、何%ぐらい利用、例えば熱が出る分が100%だとしたらどのくらいこの1者で利用されるんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 辻係長。

○政策推進係長（辻 俊宏君） お答えいたします。

現在、排水として、要するに捨てている水、これを利用する計画になっているんですが、

1時間当たり18トン程度捨てております。

ここからどれだけ使うかというところを含めて、今、協議をしているというところがございます。

具体的な使用量というのは、まだ決まっていないというところがございます。

○委員長（赤澤 厚君） 安倍委員、いいですか。

○委員（安倍健治君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ質疑を終了いたします。

次に、（8）デコ活宣言について当局の説明をお願いします。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 資料の8ページをお願いします。

（8）デコ活宣言についてです。

①経緯につきましては、ゼロカーボンシティの実現のために、暮らし・ライフスタイルの分野においても大幅な二酸化炭素の排出削減が求められることとなりますが、具体的な行動に結びつきにくい状況であることから、市民の行動変容について促進していく必要がございます。

また、第3次市総合計画及び地球温暖化対策実行計画におきましても、デコ活、これは別紙2になりますけれども、後ほど説明をさせていただきます。デコ活を推進し、ライフスタイルの転換に取り組むこととしております。そのため、市では、環境省が推進する国民運動であるデコ活への参画を宣言しました。今後、市が掲げたゼロカーボンへの取組姿勢を示すとともに、市民の行動変容、ライフスタイルの転換を強力に押し進めるため、情報発信や啓発活動等の取組を進めていきます。

②デコ活宣言の参画数につきましては、令和8年1月5日時点で国・地方公共団体が412団体、そのうち県内では山梨県、甲府市、富士川町及び甲斐市の4団体となります。企業・団体は3,280団体、個人は1万3,733人が参画しており、合計で1万7,425件となります。

続きまして、別紙の2をお願いいたします。

デコ活につきましては、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動のことであり、デコとは脱炭素を表す「デカーボナイズーション」と、環境によいことを表わす「エコロジー」を組合せた造語であり、デコ活とは脱炭素につながる新しい豊かなくらしの実現

に向けた国民の行動変容、ライフスタイルの転換のうねり、ムーブメントを起こすべく取り組まれている、新しい国民運動でございます。

脱炭素の実現に向け、暮らし・ライフスタイルの分野でも大幅なCO<sub>2</sub>削減が求められています。現在はまだ国民・消費者の行動に具体的に結びついていない状況でございます。

デコ活は、例えば10年後など、脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿を提示したり、国、自治体、企業、団体等で共に国民・消費者の新しい暮らしを後押しをしています。

甲斐市でも、これらの取組に賛同し、令和7年12月9日にデコ活宣言及びデコ活応援団に参画をしました。

脱炭素社会の実現に向け、情報発信や啓発活動等の取組を進め、市民のライフスタイルの転換を促進していきます。

下のイラストにつきましては、環境省が公表しているもので、家の設備や家の中での様々な取組、また外の移動手段は次世代自動車や公共交通、自転車、徒歩により、経費の削減や時間を有効に活用することができるようになります。このような取組の情報発信や啓発活動について進めてまいりたいと考えております。

以上、(8)デコ活宣言についてでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） デコ活、図のような形になるというふうな、国では発想していると思うんですけども、実際問題として、国で発信しているのは都心かなというような思いがすごく強いんですけども、地域に広がる、我が市とか、もちろん甲府市もそうですけども、なかなかやっぱりこのようないまの形になるかなというのが、実際問題絵にかいた餅になってしまうんじゃないかというような思いが強いんですけども、いろんな面で、やっぱり脱炭素をやっていくというのは、もちろん当たり前なんですけれども、こういうふうな国でデコ活とか、そういうふうなものをやりながらということをするんですけども、実際はなかなかここまで、甲斐市もそうですけども、進んでいくのかなというところが一番問題かな。10年後にこういうふうになりますよとかいう形でプランを見せられても、じゃ甲斐市はこ

うなるのかということがひとつあると思うんです。

もちろん公共施設がいっぱいあるようなところでしたら、こういうような形になるかもしれないですけども、なかなか地方の場合はそれがいかないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 家での取組につきましては、現在、この設備導入の補助金は先行地域のみ行っていますけれども、先行地域の期間が終わりましたら、市内全域でも何らかの取組をしていかなければいけないなと考えているところですので、そのような設備導入の補助も含めながら、あと市民の方には、室内で自分でできるような取組を進めていただくように啓発はしていきたいと思っています。

また、公共交通とか次世代自動車も将来的にどうなるかというのも、まだ不安定なところもありますけれども、昨今の地球温暖化を見ても、やっぱり気温が上がってきていますので、いろんな取組で少しでも上がるスピードを弱めるようなことで啓発をしていきたいと思っています。

○委員長（赤澤 厚君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） こういう形で、先行地域ということ選ばれてやってもらったので、ぜひ本当にほかに見本を見せるような形でどんどんどんどん進めていっていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（赤澤 厚君） ほかに何かございますか。

中込部長。

○環境産業部長（中込広人君） このデコ活ですけども、基本的にこれが全部できれば、それは素晴らしいことであって、それが全員が全員意識していただければありがたいんですけども、ただ、金銭的なものであるとか、そういったそもそもの事情の中でできないものはあると思うんです。例えば太陽光発電なんかは、当然ながらそれに耐え得る躯体がなければならぬし、お金もかかるだろうし。

ただ、例えば節水とか生ごみを出さないでいようとか、そういうできることだけはやっていただきたいというふうな啓発が趣旨ですので、あくまでも脱炭素先行地域以外の方でも、先行地域だからやる、先行地域じゃないからやらないというんじゃなくて、みんなが心がけて地球環境を保全しましょうよという意識を高めていただきたいというきっかけの運動ですので、できることが例えば、今、私どものほうでリサイクルセンターが3か所にありますの

で、そういったふうにもリサイクルに出すこともデコ活の一つだというようなご理解でお願いしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、脱炭素先行地域事業の進捗状況についてを終わります。

引き続き、次第の4、特別委員会関係のその他を行います。

初めに、執行より報告がございますので、報告を聞いてください。

石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 今度の2月定例会で補正予算を予定しておりますので、お願いします。

内容につきましては、今、国の交付金を使って、竜王庁舎のZEB化の設計を行っていますが、その設計のお金が余りますので、国の補助を設備導入のほうに財源更正しますので、その補正を提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） ただいま執行のほうから、次回の定例会の補正についての説明がありました。

報告ですので、承知おきしていただきたいと思います。

それでは、委員より特別委員会関係のその他がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ありませんか。

なければ、事務局より何かありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければその他を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、脱炭素社会推進事業特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時45分